別記様式第十一号(八)の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号(十一)の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号(ホ)の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「「生産した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号(ヘ)の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「「生産した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

別記様式第十一号(ト)の備考の2中「販売業者保証票を付した年月を」を「生産した年月又は販売業者保証票を付した年月を」に、「「販売業者保証票」を「「生産した年月」若しくは「販売業者保証票」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

附　則

この省令は、平成二十四年九月七日から施行する。